

おののらく
公益信託 大野良久記念老人福祉基金
2026 年度 募集要項

1. 趣 旨

この公益信託は、大野良久様のご意思により、平成5年3月25日に設定されたものです。

この公益信託は、愛知県内の老人介護等のボランティア活動、老人の在宅福祉の向上を図る事業及び老人福祉施設における先駆的な事業等に対して支援及び助成を行うことを目的としています。

2 助成の対象となる事業

- (1) 老人の介護等のボランティア活動
- (2) 老人の在宅福祉の向上を図る事業
- (3) 老人福祉施設における先駆的な事業

(※施設の本来業務(介護保険に関連した事業)は対象外、対象となるのは「地域における公益的取り組み」に関連したものとします。)

3 助成先及び助成金額

(1) 助成先

前項に掲げる事業を行う民間の団体及び施設

(2) 助成金額

1件 100万円以内 5件程度

但し、助成金額は事業総額の90%以内(自己資金等10%以上)とします。

4 応募方法

助成を希望する施設又は団体は、所定の「助成金申込書」(本応募要項に添付)と以下の書類を同封のうえ、託者(三井住友信託銀行 個人資産受託業務部公益信託チーム 裏面参照ください)宛お申し込みください。

応募期限：2026年5月22日(当日消印有効)

尚、申請書用紙は三井住友信託銀行のホームページの公益信託のページ(後記参照)からダウンロードできます。A4サイズでご使用ください。

又、申請書用紙は様式が同一であればパソコン等で作成しても結構です。

- ・団体の概要が分かる資料(例：活動内容が記載されたパンフレット、定款、会則等)
- ・直近の収支決算報告書
- ・申請物件の見積書・カタログ・資料等

(見積費用面で許す限りまずは地元業者の利用をご検討ください)

5 選考方法

この公益信託に設置している有識者、社会福祉関係者による運営委員会において、助成先を選考します。

但し、以下に関しては助成対象外とします。

- (1) 介護保険の給付サービスや障害者福祉サービス等の団体本来の事業に係る費用
- (2) 毎年継続的に発生する経費
- (3) 営利を目的とした団体からの応募

また、以下に関しては優先順位を低く考えます。

- (1) 過去3年間にこの公益信託の助成を受けた団体及び施設からの応募
- (2) 基本財産または消費的支出にあたる物品
- (3) 申請事業以外にも汎用的に利用できる物品（自動車・パソコン等）の購入

一方、以下に関しては優先順位を高く考えます。

- (1) 介護保険の給付サービスや障害者福祉サービス等の団体本来の事業以外で、有意義な事業に必要な物品
- (2) 先駆的な事業を始めるにあたって必要な物品
- (3) 地域で住民が参加して助け合う活動に必要な物品
- (4) 他の地域には見られないような、先駆的な活動に関する物品
- (5) 社会福祉法人の社会貢献事業や介護保険の総合事業での新たなサービス作りのための費用

6 選考結果通知・助成金交付

この公益信託の事務局（三井住友信託銀行 個人資産受託業務部）から、2026年7月末までを目処に、選考結果を各応募者に文書で通知します。（運営委員会の開催日程によって8月になる場合もあります。）

助成金は、通知後およそ1ヶ月以内に交付（指定の振込先に送金）します。

7 報 告

助成金を受けた施設及び団体は、その活用結果を2027年3月末日までにこの公益信託の受託者宛所定の用紙にて報告いただきます。

また、活動内容等については、次年度以降の募集の際ご紹介させていただくことがございます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム

大野良久記念老人福祉基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時）

申請書掲載 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

（※）公益信託とは
個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

【助成事業例のご紹介】

当基金では過去、次のような活動に助成いたしました。

募集要項に合致する事業であれば、これら以外の事業もちろん応募可能です。

さまざまな事業に対するご申請を期待しています。

- ① 独居老人のゴミ処理等を支援するボランティア団体
【助成金による購入物品】 支援活動で使用する掃除用具等
- ② 高齢者・子供等の多世代交流施設
【助成金による購入物品】 床面防寒工事、ボードゲーム等
- ③ 認知症の本人・家族が利用するカフェ
【助成金による購入物品】 メンテナンス期間切れのAED更新
- ④ 地区コミュニティ推進協議会
【助成金による購入物品】 移送サービス、配食サービスに使用する軽自動車
- ⑤ 介護施設等を運営する特定非営利活動法人
【助成金による購入物品】 地域交流を目的に開催するマルシェで使用するテント
- ⑥ 高齢者施設等を訪問する音楽ボランティア会
【助成金による購入物品】 施設に持参する楽器、アンプ等
- ⑦ 訪問介護、地域交流等を活動する特定非営利活動法人
【助成金による購入物品】 さをり手織り機、付属部品等

「助成を希望する内容」欄の「計画と理由」等について前頁で書き切れない場合は、この欄にご記入ください。

助成金振込口座届

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	銀行名	☑をつけてください	支店名	☑をつけてください
		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 営業所
預金種別	普通預金	口座番号		
	ゆうちょ銀行の「通常貯金」も「普通預金」として取り扱います。			
お受取人	【ご留意事項】	フリガナ		
	法人名義の場合、代表者の肩書や代表者名までの記載が必要な場合があります。	口座名義		

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

1. 私は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③奨学金・助成金を受け取ることに關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社・貴公益信託の信用を毀損し、または貴社・貴公益信託の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私は、暴力団員等もしくは第1項①～⑤のいずれかに該当し、もしくは第2項①～⑤のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明し、奨学金・助成金を継続して受け取ることが不適切である場合には、奨学金・助成金の交付が否認又は停止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した奨学金・助成金の全額を直ちに返還いたします。なお、これに伴い費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず貴社・貴公益信託に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとします。